

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

【初診料】（令和2年4月10日から適用）

○初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合

- ・初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）214点
加算の可否

（以下それぞれの要件を満たした場合） 乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、夜間早朝等加算	○
機能強化加算	✖

【再診料】（令和2年2月28日から適用）

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合

- ・電話等再診料 73点
加算の可否

（以下それぞれの要件を満たした場合） 乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、時間外対応加算、夜間早朝等加算、明細書発行体制等加算	○
外来管理加算、地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算、薬剤適正使用連携加算	✖

【医学管理等】（令和2年4月10日から適用）

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療と対面診療が混在する場合

- ・電話等の慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）147点（月1回）

電話等の慢性疾患の診療（147点）1回＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）1回を同月内の別日に算定	○
電話等の慢性疾患の診療（147点）＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）を同一日に算定	✖
電話等の慢性疾患の診療（147点）1回＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）2回を同月内の別日に算定	✖
電話等の慢性疾患の診療（147点）を同一月に2回	✖

【処方箋料】

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療し処方箋料を交付した場合

- ・処方箋料 68点（40点、28点）

加算の可否

一般名処方加算	○
特定疾患処方管理加算	?

※特定疾患処方管理加算については現状算定できるともできないとも言えない

※一般名処方加算の適用日については不明